

奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱

平成18年4月6日 告示第239号

改正 平成19年3月29日告示第174号
平成22年4月14日告示第208号
平成23年8月18日告示第473号
平成24年3月28日告示第155号
平成24年4月23日告示第246号

(趣旨)

第1条 木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、木造住宅の所有者等に対し耐震性を高める耐震改修工事に要する経費について、予算の範囲内で既存木造住宅耐震改修工事補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 目視による建物の外観及び内観の調査、壁量の計算等により、地震に対しての建物の安全性を建築士が評価することをいい、その方法については、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」と同等以上の効力を有するものをいう。
- (2) 補助対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築され、専用住宅又は併用住宅として使用されている在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法の住宅及び木造と他の構造の立面的な混構造住宅の木造部分(3階建て以下のものに限る。)で、建築士が行う耐震診断において、保有水平耐力計算による場合にあつては保有水平耐力を必要保有水平耐力で除して得た数値の最小値、限界耐力計算による場合にあつては安全限界時の限界耐力を作用する地震力で除して得た数値の最小値(以下「構造評点」という。)が1.0未満と診断されたものをいう。ただし、丸太組構法の住宅、旧建築基準法第38条認定の住宅及び型式適合認定によるプレハブ工法の住宅並びに奈良市既存木造住宅小規模耐震改修工事補助金交付要綱を廃止する告示(平成22年奈良市告示第92号)による廃止前の奈良市既存木造住宅小規模耐震改修工事補助金交付要綱(平成19年奈良市告示第175号)の規定により既存木造住宅小規模耐震改修補助金を受けた住宅を除く。
- (3) 耐震改修工事 補助対象住宅の構造評点を1.0以上とするために施工する工事をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に存する補助対象住宅の所有者(共有の住宅にあつては共有者全員の合意による代表者)であること。
- (2) 補助対象住宅について耐震改修工事を行うこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象者が補助対象住宅の耐震改修工事に要した経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(500,000円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。)とする。

2 補助金の交付は、補助対象住宅1棟につき、1回限りとする。

3 補助金の交付は、対象者ごとに、1年度につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修工事費見積書(別記第1号様式)

(2) 補助対象住宅の付近見取図及び写真

(3) 補助対象住宅の建築時の建築確認通知書、検査済証、登記事項証明書等その建築時期が確認できる書類の写し

(4) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類及び所有者以外の者が補助対象住宅を使用している場合は、耐震改修工事を施工することについての使用者の同意書

(5) 耐震診断の結果の写し

(6) 建築士が作成した構造評点が1.0以上となる耐震改修工事計画書

(7) その他市長が必要と認める書類

(耐震改修工事の着手)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定日から30日以内に耐震改修工事に着手するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、耐震改修工事が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修工事の着手前、工事中及び完了時の工事写真

(2) 耐震改修工事費精算書(別記第2号様式)

(3) 耐震改修工事に要した経費の領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成18年4月6日から施行する。

附 則(平成19年3月29日告示第174号)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の規定は、平成19年度以後の年度分の補助金について適用し、平成18年度までの年度分の補助

金については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月29日告示第175号抄）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月14日告示第208号）

この告示は、平成22年4月14日から施行し、この告示による改正後の奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の規定は、平成22年度以後の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成23年8月18日告示第473号）

この告示は、平成23年8月18日から施行する。

附 則（平成24年3月28日告示第155号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月23日告示第246号）

この告示は、平成24年4月23日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

耐震改修工事費見積書

住 所

施工者

次のとおり見積りいたします。

- 1 工事場所
- 2 見積額
- 3 耐震改修工事費見積内訳

	耐震改修工事費
I 直接工事費	円
II 共通費・諸経費	円
計	円
III 消費税	円
合 計	円

【添付書類】耐震改修工事費内訳を示す書類

別記

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

耐震改修工事費精算書

住 所

施工者

次のとおり精算いたします。

- 1 工事場所
- 2 指令番号
- 3 精算額
- 4 耐震改修工事費精算内訳

	耐震改修工事費
I 直接工事費	円
II 共通費・諸経費	円
計	円
III 消費税	円
合 計	円

【添付書類】耐震改修工事費内訳を示す書類